

市内業者及び準市内業者における営業所要件

坂井市の入札参加資格申請において市内業者及び準市内業者としての申請をしている事業所は、次の要件を満たしている場合のみ認定します。

- 1 営業所は容易に移動することができないよう、基礎に固定されていること。
- 2 屋外の公衆が見易い位置および営業所の入り口付近に、商号または屋号を記載した看板を掲げていること。（看板の大きさは、建設業法施行規則に定める建設業者が営業所に掲げる標識程度とする。）
- 3 居住空間と併設されている場合は、明確に区分された事務所（事務室）が設けられていること。
- 4 建設業法第40条の規定に基づき建設業の許可標識または営業種目に関する許可証等が、明確に掲示されていること。
- 5 営業所においては、契約等の見積り、入札事務（電子入札含む）、契約締結等の実態的な業務を行っており、その業務を行うために必要な人員が配置されていること。
- 6 建設工事にあつては、経營業務の管理責任者または建設業法施行令第3条に規定される使用人が常勤しており、建設業法で定める専任技術者が常勤していること。
- 7 電気・水道等の公益事業者と供給契約を締結し、社員が常勤するにあたり必要な環境が整備されていること。
- 8 業務を行うに当たり必要となる事務用什器類（机・椅子・テーブル等）や、事務用機器（電話、パソコン等）が備え付けられていること。
- 9 建設業法第40条の3に基づく帳簿や各種台帳が、常時備えられていること。
- 10 営業所に備えられる電話は、営業所専用の固定電話であり、営業所以外への転送を行っていないこと。
- 11 営業所に備えられるパソコンは、入札、契約手続き等営業所の業務に使用できること。
また、建設工事および測量・建設コンサルタントの場合は、福井県の電子入札サービスシステムに接続できること。
- 12 営業所には、契約用の印鑑および電子入札用ICカードが、適切に保管されていること。
- 13 常時連絡が取れる体制となっていること。ただし、転送電話による連絡体制の確保は認めない。

上記の要件を満たしていない場合は、市内業者及び準市内業者としては認定しませんので、ご注意ください。

坂井市役所財務部監理課 入札係

Tel : 0776-50-3021